

平成27年4月から 子ども・子育て支援新制度が始まります！

すべての子どもたちが健やかに成長できる社会をめざし、平成24年度に「子ども・子育て関連3法」が成立しました。これら法律に基づき、来年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートします。

1 新制度の目的とは？

「子ども・子育て支援新制度」は、これまで以上に幼児期の教育と保育の総合的な提供や地域の子育て支援の充実と質の向上を目指しています。

各自治体ではこの新制度のもと、さまざまな支援の充実を図るため、子育ての状況やニーズを踏まえた事業計画を策定することとなり、本町でも5年間の計画期間における幼児期の学校教育、保育、地域の子育て支援についての需給計画などを盛り込んだ「小清水町子ども・子育て支援事業計画」の策定作業を進めています。

この計画の策定にあたっては、平成25年度に設置された「小清水町子ども・子育て支援（委員構成）子ども・子育て支援の関係者、保護者、有識者の方々」における審議内容を基本とするため、今年度末の完成に向け、今後もさまざまなご意見をいただくこととしています。

2 新制度での主な変更点などは？

そして、来年4月の新制度開始後は、この計画に基づいた事業の推進を図ることになります。



◆保育所等を利用する際の「保育の必要性」の認定申請が必要となり、3区分により町が認定します。（次頁表①）

◆新制度にかかる保育所等の利用料金（保育料）は、国の基準を上限に町が定め、保護者などの町民税（現在は所得税及び町民税）の額を基準に算出されます。なお、幼稚園については、新制度へ移行せずに現行制度での運営も認められており、この場合の利用料金は、従来どおり幼稚園が独自に設定します。

◆本町での主な変更点などは？
(1) 町立小清水保育所
平成27年度より新制度へ移行します。

入所手続きの時期・方法などに大きな変更はありませんが、「保育の必要性」の認定申請をいただき、その認定証の交付・受領などの点が変わります。（次頁表②）
また、保育時間について、保護者の就労状況により、保育標準時間（1日最長11時間）と保育短時間（1日最長8時間）の利用区分に分けられます。

(2) 町立へき地保育所
平成27年度は新制度へ移行せず、**止別・旭野・中斗美へき地保育所**を現行と同様に運営します。
利用料金（へき地保育所使用料）については、保護者などの町民税（現在は所得税及び町民税）の額を基準として算定することになります。

◎町立小清水保育所・へき地保育所の各種手続き・料金等については、決まり次第お知らせします。

(3) 学校法人若松学園

小清水幼稚園

平成27年度は新制度へ移行せず、**現行と同様に運営**されます。入園等の手続きについても現行と同様の予定です。

3 その他の子育て支援について

「子ども・子育て支援新制度」では、保育所や幼稚園などの幼児期の教育・保育施設におけるサービスだけでなく、地域における子育て支援に関するさまざまなニーズに応えることができるよう、「放課後児童クラブ」、「一時預かり」、「子育て支援センター」などの事業の拡充を図ることとされています。

今後、策定される「小清水町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て支援に関する支援事業を推進する予定です。



■保育の必要性の認定区分（表①）

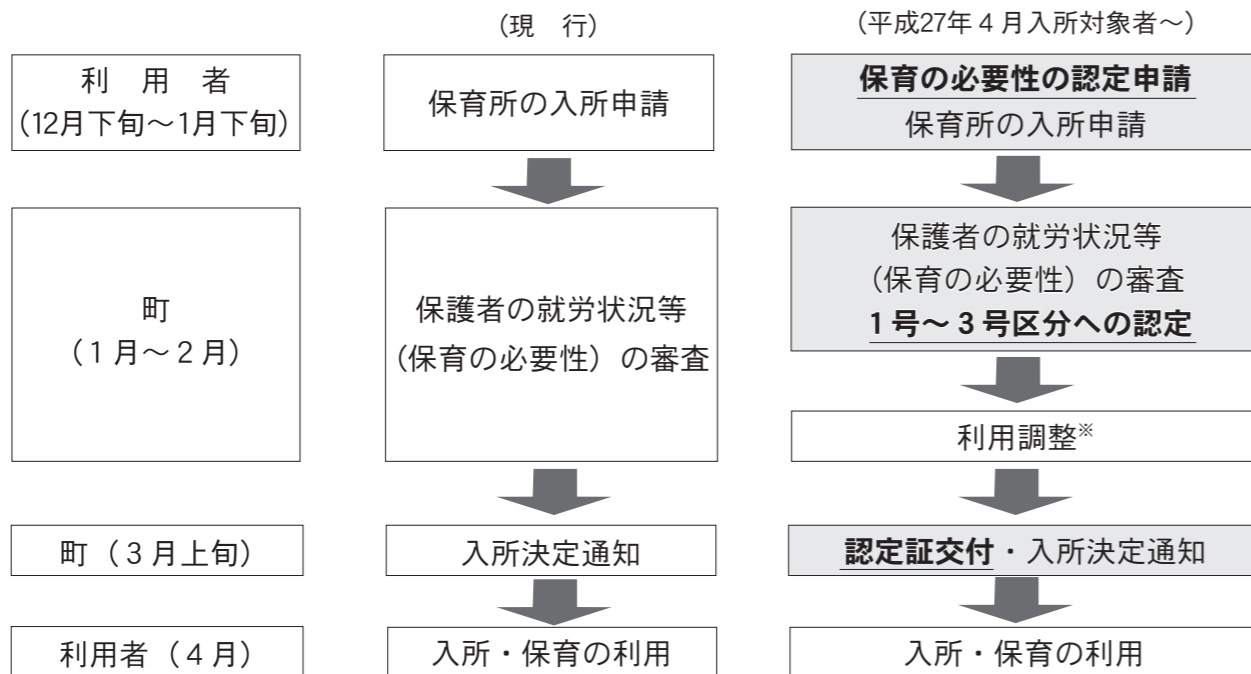


認定区分	年齢	保護者の就労等による「保育の必要性」	利用できる施設
1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子ども	保護者が就労していない等 「保育の必要性」がない場合	幼稚園 ^{※1} 認定こども園 ^{※2}
2号認定		保護者が就労している等 「保育の必要性」がある場合	保育所 認定こども園 ^{※2}
3号認定	満3歳未満の子ども		保育所 認定こども園 ^{※2} 、地域型保育事業 ^{※3}

※1 小清水幼稚園は平成27年度は新制度へ移行しないことから、「認定」の対象にはなりません。

※2,3 小清水町にはない施設です。

■町立小清水保育所への入所手続きのイメージ（表②）



※「利用調整」とは、定員を超えた場合等に利用者の希望や施設の受入状況に基づき町が調整を行うことです。

【お問い合わせ先】 子育て支援課こども支援係(町立小清水保育所内) ☎ (67) 5058